

京都市ユニットケア研修実施要綱

(目 的)

第1条 本事業は、京都市内のユニットケア施設（ユニット型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型特別養護老人ホーム、ユニット型指定短期入所生活介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所、その他ユニットケア（居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中で行われる、生活単位と介護単位とを一致させたケアをいう。以下同じ。）を行う介護保険施設をいう（開設を予定しているものを含む）以下同じ。）の管理者及び職員等に対し、ユニットケアに関する研修（以下「ユニットケア研修」という。）を実施することにより、ユニットケア施設が、入居者又は利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重した「個別ケア」の実践と充実を図り、市内全施設において質の高いサービスが提供できる体制を構築することを目的とする。

(実施方法)

第2条 本事業の実施については、公益法人等（以下「受託団体」という。）に委託することができる。

2 受託団体は、当該研修等を受託するにあたり、ユニットケアについて実践的に指導できる者（以下「ユニットケア推進リーダー」という。）からなる推進プロジェクトを設置し、次条第1項各号に定める研修等を企画・実施する。

3 前項に掲げるユニットケア推進リーダーについては、受託団体から推薦を受け、市長が適当と認めた者に対し、別紙様式第4号により認定証書を交付する。

(事業内容)

第3条 実施する研修については、次の各号に定めるものとする。

(1) 全体研修

ア 研修対象者

市内の介護保険施設等に勤務する職員等

イ 研修方法及び研修内容

3時間程度の講義による研修とし、ユニットケアの知識と理念を共有するためのものとする。

(2) 施設管理者研修

ア 研修対象者

ユニットケア施設（実施計画の策定段階でも可）の管理者又は予定者とする。

イ 研修方法及び研修内容

「介護サービス適正実施指導事業の実施について」（平成12年5月1日老発第473号厚生省老人保健福祉局長通知，平成18年5月24日一部改正）（以下「第473号通知」という。）別記2の（3）アに定めるものと同等以上のものとする。

(3) ユニットリーダー研修

ア 研修対象者

ユニットケア施設に勤務している職員又は勤務する予定の職員であって、各ユニットにおいて指導的役割を担う者（以下「ユニットリーダー」という。）とする。

なお、原則として同一施設から少なくとも2名を受講させることとする。

イ 研修方法及び研修内容

第473号通知別記2の（3）イに定めるものと同等以上のものとする。

(4) ユニットケア指導者養成研修

ア 研修対象者

受託団体の推薦を受け、市長が適当と認めた者とする。

イ 研修方法及び研修内容

第473号通知別記2の(3)ウに定めるものと同等以上のものとする。

(5) ブロック別地域交流研修

京都市内を数ブロックに分け、ブロック内の介護保険施設職員等が互いに交流を図り、自施設における取組状況や問題点などを話し合うことにより、地域におけるユニットケアの浸透と推進を図る。

ア 対象者

ブロック内の介護保険施設職員等を対象とする。

イ 実施方法等

ブロック内の施設から推薦された職員等が自施設におけるユニットケアの推進について、中～長期目標を定め、定期的に進展状況について協議を行う他、必要に応じて、各施設の取組状況等を互いに評価し、新たな気づきを発見する視点を養う。

また、各ブロックは、適宜交流を行うとともに、全体での意見交流会も開催する。

(受講手続等)

第4条 前条第1項第2号及び同項第3号、同項第4号に規定する研修については、受託団体の長が、所属施設等からの推薦を受けた受講希望者の受講資格等を確認のうえ、受講を認めるものとし、研修修了後、甲に対し、速やかに研修修了者を報告するものとする。

(修了証書)

第5条 京都市長は、第3条第1項第2号及び同項第3号、同項第4号に規定する研修修了者に、別紙様式第1号及び第2号、第3号による修了証書を交付するものとする。ただし、第3条第1項第3号に規定する研修が、厚生労働省が認知症介護研究・研修東京センターが実施する研修と同等程度とみなす基準を満たしている場合、その修了者には別紙様式第5号による修了証書を交付するものとする。

(研修修了者の登録)

第6条 京都市長は、前条の研修修了者について、修了証番号、修了年月日、所属、氏名、生年月日等必要事項を記入し、それぞれに登録する。

(費用負担)

第7条 研修等に要する経費については、研修受講者及び京都市が負担するものとし、具体的な費用負担額については、募集要項において定めるものとする。

(留意事項)

第8条 受講を希望する施設は、本研修を効果的なものとするため、原則として、第3条第1項第2号及び同項第3号に規定する両研修へ参加するものとする。

ただし、管理者が第3条第1項第2号に規定する研修を既に受講している場合はこの限りでない。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

様式第1号

		第	号
修了証書			
		氏	名
		年	月 日生
あなたは、京都市ユニットケア施設研修（施設管理者研修）を修了したことを証します。			
平成	年	月	日
		京都市長	氏 名

様式第2号

		第	号
修了証書			
		氏	名
		年	月 日生
あなたは、京都市ユニットケア施設研修（ユニットリーダー研修）を修了したことを証します。			
平成	年	月	日
		京都市長	氏 名

様式第3号

		第	号
修了証書			
		氏名	
		年月日生	
あなたは、京都市ユニットケア施設研修（ユニットケア指導者養成研修施設 管理者研修）を修了したことを証します。			
平成	年	月	日
		京都市長	氏名

様式第4号

		第	号
認定証書			
		氏名	
		年月日生	
あなたは、京都市ユニットケア研修実施要綱に定める京都市ユニットケア推進 リーダーであることを認定します。			
平成	年	月	日
		京都市長	氏名

第 号

修 了 証 書

(氏 名)

(生年月日)

あなたは、厚生労働省の定めるユニットケア研修（ユニットリーダー研修コース）を修了したことを証します。

平成 年 月 日

京都市長 氏 名 印